

まえばしWindプラン  
第5次前橋市男女共同参画基本計画  
に関する事項について  
答申

令和4年2月  
前橋市男女共同参画審議会

## はじめに

前橋市では、まえばし男女共同参画推進条例に基づき、平成26年度から令和3年度を計画期間とした、前橋市男女共同参画基本計画（第四次）「まえばしWindプラン2014」を平成25年度に策定しました。その後、4年を経過した平成29年度に中間改訂を行い、平成30年度から令和3年度を計画期間とする後期計画を策定し、前橋市の男女共同参画社会の実現に向けた様々な施策の総合的かつ計画的な推進を図ってきました。

現行計画が令和3年度で終了となることに伴い、市長から令和3年7月7日に男女共同参画審議会に対し、第5次前橋市男女共同参画基本計画に関する事項について諮問があり、これまで審議を重ね、今後の施策の方向性などを検討してきました。

前橋市がこれまで取り組んできた男女共同参画推進施策の成果を検証し、前橋市の現状と課題、国の動き、社会情勢の変化を踏まえるとともに、令和2年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果を基に、前橋市の男女共同参画社会実現のために今後取り組むべき施策について答申をまとめました。

この答申を踏まえ、実効性のある計画が策定され、「市民一人ひとりが、お互いを大切にし、性別にかかわらず、個性を輝かせて生き生きと暮らすことができる社会」が実現できるよう、取組を進めていただくことを期待します。

令和4年2月

前橋市男女共同参画推進審議会

会長 前田由美子

## 1 まえばしWindプラン2014第四次後期計画の総括について

第四次後期計画に位置づけて取り組んだ75事業についての評価結果を見ると、「計画通り進み、十分な成果があった」12件、「計画通り進み、一定の成果があった」47件、「概ね計画通り進んだが、成果が明確でない」16件、「計画を超える成果があった」及び「未実施、廃止」はそれぞれ0件となっている。

コロナ禍の影響を受け、例年通り開催することができなかった事業も見受けられたが、計画に対して実施できなかった事業がないことや、実施した事業についても従来の方法以外で事業を展開し、「十分な成果があった」と「一定の成果があった」の評価を合わせると全体の8割近い事業が計画通り進み、概ね目標を達成したと評価できる。

「成果が明確でない」という評価の事業も、事業内容によっては、事業の必要性や重要性があっても評価が難しいもの、すぐに達成することが難しいものなど、様々な事情があり、数値だけでは計れない部分もあると思われる。研修や啓発活動などを通じて市民の男女共同参画への関心がどれほど変わったのか、市の働きかけが届いているのかなど、市民への情報提供やサービスが行き届くことを常に念頭に置きながら、一つ一つ地道に取組を継続していくことが大切である。

また、第四次後期計画で終了する事業は15事業あるが、主な理由としては、内容が類似する事業へ統合するものや、法律や制度等の情報提供のみの内容であるため他の情報提供事業や啓発事業に含めるもの、実施効果が明確に図れないため内容を拡充した新規施策に統合するものなどで、効率化や重点化が図れるという点では適切に見直を行っていると考えられる。

なお、実績値や目標値を「推進」としている事業については、具体的にどのくらい実績があったのか判断しにくいいため、第5次基本計画の策定では適切な施策の位置づけや実施に加え、より客観的な指標や目標値の設定と数値化を図ってほしい。

## 2 第5次基本計画について

### (1) 計画の体系について

第5次基本計画への移行にあたり、体系を全般的に見直したこと、また一部事業を見直し廃止したことなどにより、第四次後期計画に比べると第5次基本計画の体系案は文言が具体的な表現に変わり、意図が伝わりやすくなった。

国や群馬県の基本計画を参考として作成されており、方向性としては齟齬がないと思われる。

また、計画策定後にはなるが、設定した目標をわかりやすく市民に伝える方法として、標語やスローガンの活用も考えられる。効果的な方法を検討し、多世代に向けて親しみやすい形で周知するよう努めてほしい。

## (2) 事業の位置づけについて

前橋市の男女共同参画のさらなる推進を図るうえで、男女共同参画基本計画に位置づける事業については、今後の社会情勢や市民ニーズを見据えたものとなるよう、積極的に見直しを図ることが重要である。

第四次後期計画では57施策75事業あった事業も、今回の見直しにより精査され、事業内容をそのまま継続するものが35事業、見直して継続するものが25事業、終了するものが15事業となっている。これにより、第5次基本計画は54施策65事業となり、内訳としては継続事業が60事業、新規事業が5事業となる。

第四次後期計画の事業の実施状況を施策担当課で自己評価し、事業内容の見直しを行い、その結果を第2回男女共同参画審議会（書面会議）により意見聴取を行った。本審議会からは全体で96件の意見が提出され、その意見を踏まえつつ、施策担当課による市内推進会議ネットワーク会議や副市長を会長として全部局長で構成する男女参画市内推進会議において協議を行い、さらにパブリックコメントを実施するなど、第5次基本計画に位置づける事業については、協議の場を広げて検討を進めたものと理解する。

## (3) 施策について

### **基本方針Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大**

#### **<重点テーマ1 政策・方針決定の場への女性の参画推進>**

##### ○審議会等への女性の登用促進

第四次後期計画においては、令和2年度実績値は25.3%であり、目標値である31%に至っていないため、ぜひ目標値に近づける取組を継続してほしい。

## ○市における女性管理職の登用促進

国が令和2年12月に策定した「第5次男女共同参画基本計画」では、「市町村職員の各役職段階に占める女性の割合」において、本庁係長相当職を2025年度末までに40%とする成果目標を設定していることから、本市においても第5次計画では現在の成果目標を見直し、登用促進を図ってほしい。

## <重点テーマ2 男女がいきいきと働ける環境の向上>

### ○各種ハラスメント防止に向けた周知啓発【新規事業】

ハラスメントの対象を広げたことは時流に沿っている。これまで市広報、公民館報、ホームページ、大規模セミナー、パネル展示等によりセクシュアル・ハラスメントの防止を中心に啓発を行っていたが、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント、SOGIハラスメント等も加えて取り組んでほしい。

### ○女性活躍を推進するための支援／仕事と家庭の両立のための環境整備【新規事業】

男性、女性あるいは多様な性も含め、全ての人が暮らしやすく、いきいきと働ける社会を築くためには、従来の社会の仕組みを見直し、働き方や職場環境を変えていく必要がある。

市民意識調査の結果から、働きながらの家事・育児・介護が男性にとって非常に厳しい状況であることが明確となり、育児休業や働き方の点で、職場の問題が表面化したと言える。この状況を変えるための企業への働きかけや指導を市民が強く願っているわけであるが、第5次基本計画でこの課題に対応するのは「女性活躍を推進するための支援」、「仕事と家庭の両立のための環境整備」の新規2事業となる。

性別を問わず対象とする「仕事と家庭の両立のための環境整備」の事業については、ワーク・ライフ・バランスの改善・達成という観点からも、新しい取組として期待するが、市民意識調査であがった「男性の参画」に必要なことに対応できるのかという不安もある。市として取り組む事業に加え、関係機関と連携して取り組める分野を拡大するなど、市民ニーズに添った取組を進めてほしい。

また、働くうえでどのような支援があり、どのように利用することができるのか、具体的手続きについて相談できる場所はどこなのかなど、必要なタイミングで必要な情報を容易に得ることができる仕組みづくりを検討してほしい。

## ○男性の育児参加のための休暇の取得促進

市の職員を対象とした施策であるが、制度を利用できる男性職員の把握が困難とのことなので、育児期にある男性職員のリストアップや該当職員の勤務する部署の管理職への働きかけなど、休暇取得を促す方を具体的に取る必要がある。

## **基本方針Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現**

### <重点テーマ3 女性等に対するあらゆる暴力の根絶>

#### ○DV等に関する相談・支援体制の充実

DV支援を行う相談員の研修の充実だけでなく、相談員の任期や待遇も含め、体制の充実を図っていくことを検討いただきたい。

### <重点テーマ4 人権を尊重し、多様性を認め合う環境づくり>

#### ○性的少数者への理解の促進

現在の事業名からLGBTが削られ、「性的少数者」と表現されている。性的少数者はLGBTという表記では収まらないことを踏まえての対応かと思うが、LGBTについてはメディアで取り上げられることも多く、認知度が高まっているとも感じる。その点では、LGBT、LGBTQまたはSOGI（性的指向・性自認）の方がイメージをつかみやすいのではないか。

また、「理解の促進」という表現では当事者が含まれず、性的少数者を切り離し、非性的少数者だけの世界で事業を進めようとしているような印象を持つ。性的少数者が“人”を指す言葉であるため、施策の方向性も「人権尊重・性的少数者の理解の促進」では当事者に対して上から目線の印象を受ける。例えば、「性に関わる人権の尊重」または「性の多様性に関する尊重」などと表記してもよいのではないか。いずれにしても、事業内容に沿った適切な施策名称を設定してほしい。

### <重点テーマ5 生涯にわたる健康づくりへの支援>

#### ○思春期を中心とした心の教育・性教育の推進

性教育については、親も子どもにどう教えたらよいか、子どもがどこまで知っているかがわからないので、オンラインによる研修会を開催し、一緒に受けられるよ

うにしてはどうか。または、子ども用と親用、それぞれの研修会を開催したら理解が深まると考える。

リモート等での実施や学校の養護教諭による講話でも良いと思うので、1年に数回でも性教育に関する事業が実施できれば子どもたちの心に響いたり、講話をきっかけに悩みを相談することもあるかもしれない。コロナ禍の影響を受けていることは承知しているが、市のGIGAスクール対応（タブレットの有効活用）として、教職員研修や児童生徒・PTA講演のオンライン化も検討いただきたい。

#### ○リプロダクティブ・ヘルス/ライツの取組

チラシ配布やパネル展示、また、コロナ禍の女性支援として生理用品の無償配布事業にも取り組んでいるようであるが、根本的にジェンダーの問題であることを理解して取り組んでいただきたい。この課題がジェンダー不平等による社会の理解不足であり、女性の生涯の健康問題であることに対応できるか懸念される。事業としては今後やるべきことが増えて充実すべきテーマである。

検診やHIVの問題とのみ考えるのではなく、女性が自己決定できる健康と権利の問題との理解が進むよう、働きかけを継続し、多様な取組が必要である。

### <重点テーマ6 防災分野における男女共同参画の推進>

#### ○防災・災害対応における男女共同参画

東日本大震災や九州北部豪雨のような大規模な地震・風水害等の災害の経験から、男女それぞれが災害から受ける影響の違いなどへの配慮や男女共同参画の視点からの災害対応が不可欠との認識が高まっている。令和2年5月に国が「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」を策定したが、防災・復興に関する意思決定への女性参画は重要課題である。

本市においても、防災・災害対応において男女共同参画の視点を取り入れた取組を継続して実施することが必要である。

### **基本方針Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり**

### <重点テーマ7 固定的な性別役割分担意識の解消>

#### ○情報誌・リーフレット等による情報提供

男女共同参画情報誌「新樹」はあまり周知されていないように感じるため、市民が手に取りやすい場所への設置や提供方法を工夫する必要がある。市広報でのコラムの連載により、今までとは違う方法で周知を図れているが、ホームページ、SNS等も活用しながら継続した周知に努めてほしい。

#### ○男女共同参画に関する講座やセミナーの実施

従来は対面のみで開催であったものを動画配信も行って学習機会を提供していくという方法は、なかなか自分の時間が取れずに講座等に出向くことのできない働き世代や子育て世代にとって、新型コロナウイルスの感染拡大収束後も需要のあるものになると考える。今後の取組にも活かしてほしい。

### <重点テーマ8 安心して子育て・介護ができる暮らしの支援>

#### ○子育て支援の充実及び男性の利用の促進

離乳食講習会に男性の参加が増えてきているのは素晴らしい状況である。今後も増加が予想されるため、事業の充実を期待する。

### <重点テーマ9 あらゆる場を通じた教育・学習の充実>

#### ○学校教育における男女平等教育の推進

人権教育に係る研修を位置づけているが、内容的に一步進んで、デートDVの考え方を教職員研修に取り入れたり、また研修の位置づけが違うかもしれないが、スクールセクハラ(教職員からの性的な虐待、暴力)についての研修も実施してほしい。

また、「性の多様性」を尊重する内容を積極的に研修に取り入れてほしい。

#### ○男女平等の視点に立った情報教育の推進

メディア利用を扱う中に、リテラシー養成に、人権視点での性犯罪予防(加害・被害)を入れていただきたい。メディアに氾濫する性犯罪につながるリスクを実態に合わせて知らせ、教育することを望む。

#### ○地域における男女共同参画の推進

自治会役員は、男女問わず引き受け手を探すのが難しい状況になっている。これからの10年先、20年先を見据え、男女にかかわらず地域の役員に就くにはどのような施策が必要なのか検討が必要であり、単純に女性会長・役員を増やすことだ



けでなく、性別に関係なく、これらの役回りを担いやすいものにしたたり、役割の必要性の理解を促したりすることが重要である。

### 3 計画の推進にあたって

第5次基本計画の進行管理については、前橋市男女共同参画庁内推進会議の中の各施策担当課で構成されるネットワーク会議で進捗状況等や自己評価を兼ねて共有しながらP l a n（計画）→D o（実行）→C h e c k（評価）→A c t i o n（改善）というP D C Aを回していくこととなる。

年度ごとに事業の実施状況報告書をまとめ、それに基づき本審議会に進捗状況を確認及び審議し、その結果を市民に公表していく必要があり、実施状況に対する審議会や市民からの意見、国の動向、社会情勢の変化等を積極的に施策に反映させながら、計画を着実に推進していくことが求められる。